

各業界団体及び企業の主なヒアリング意見等について

※ヒアリングの順番で記載

【全国清涼飲料工業会】

(現状の取組)

- ・ 容器包装の安全性は供給元に依存し、規格書、確認証明書等を要求している。
- ・ 国内製造の清涼飲料水の容器包装については、安全性確認の頻度が高く、輸入の清涼飲料水の容器包装については、安全性確認の頻度が低い。
- ・ 容器包装と食品との組み合わせによる品質評価を行っている。
- ・ PETボトルやその原料である樹脂、プリフォームそれぞれの仕入れにおいて、同様の仕組みで安全性を確認している。

(主な意見)

- ・ 容器包装の機能向上は容器包装供給者への継続的かつ強い要望であり、機能向上の取り組み遅滞、開発への意欲減退を回避する制度を導入すべき。
- ・ そのためには、添加剤の種類や量の一律な規制ではなく、食品中への溶出量による合理的な判断をする必要がある。
- ・ 確認証明書を検証するための分析法が必要ではないか。
- ・ 各社のノウハウを保持するため、使用する物質の機密性を保持した情報伝達の仕組みが必要ではないか。
- ・ 確認証明書や分析結果を輸出国・輸入国で相互に承認できる仕組みが必要ではないか。
- ・ 書類増加等による事業者の負担が増えないように配慮すべき。

【日本乳容器・機器協会】

(現状の取組)

- ・ 輸入の合成樹脂加工紙については、欧米規制への適合を書面で確認し、食品衛生法に基づく試験を行っている。
- ・ 販売先に対し、ポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書、試験成績書を必要に応じ提供している。
- ・ 乳等の容器に関する自主基準*を定めている。
*原材料・製品の品質規格、取扱い基準、製造工場・設備の衛生要件、製造工程の衛生要件、従業員の教育訓練・衛生管理、記録、危害を想

定した衛生管理、事故への対応について規定

(主な意見)

- ・ 乳等省令と告示 370 号の統合も念頭に議論していただきたい。
- ・ 容器包装に使用される物質については、三衛協のリストの対象外物質も含めてポジティブリスト制度を適用する必要があるのではないか。
- ・ 樹脂、添加物の定義を明確にしていきたい。
- ・ 制度の適用範囲を明確にしていきたい。
- ・ ポジティブリスト制度の適用期日を明確にしていきたい。
- ・ 企業間の情報伝達にデータベースを利用してはどうか。

【日本冷凍食品協会】

(現状の取組)

- ・ 供給元に対し、規格や品質を要求し、規格保証書等により原材料の安全性を確認している。
- ・ 原材料組成は企業秘密であり、食品製造者は原材料組成に関する情報を入手できない。
- ・ 食品製造者には、規格保証書等の記載事項を検証する手段がない。

(主な意見)

- ・ 多くの中小・零細食品製造者にとっては、規格保証書の検証や内容の理解が困難であるため、供給元から食品製造者に対し、適合証明等の書類の伝達を義務付けるべき。
- ・ 意図せず不適合資材を使用した場合は、行政罰の対象外としていただきたい。
- ・ 不適合資材を使用した容器包装に内包された食品の安全性評価については、個別事業者では困難なため、行政当局が評価・判断していただきたい。
- ・ 不適合資材や、それを使用した容器包装に内包された食品の回収の判断については、行政当局が評価を行い、事業者にも連絡の上、評価結果を公表していただきたい。
- ・ 諸外国とWTO通報等の十分な調整を行い、インポートトレランスにも配慮すべきではないか。

【東洋製罐（株）】

(現状の取組)

- ・ 製品設計段階で、原料や製品が食品衛生法、業界自主基準、欧米規制に適合していることを、試験成績書や確認証明書等により確認している。
- ・ 原材料供給会社と不開示契約を結んだ上で、製造に使用した物質の情報を確認している。
- ・ 自社でISOやFCCS等の国際規格を導入した製造管理規範を定め、製造工程を管理している。
- ・ 販売先に対しては、使用条件、必要に応じて各種法規制適合の書類や試験成績書を提供している。

(主な意見)

- ・ 業界団体による自主規制が開始されて以降、国際化により自主規制外の国外企業製品が汎用されている現状を踏まえ、国際化に伴う規制体制の見直しが必要ではないか。
- ・ 社会意識、情報伝達速度等の環境が大きく変化しており、消費者が安心できるように、規制の権威付け、公知が必要ではないか。
- ・ 費用、管理実情に合ったポジティブリストとしていただきたい。
- ・ 三衛協自主基準や米国の規制方式（樹脂組成、添加量規制）が管理しやすいのではないか。
- ・ EUの溶出量規制は、証明、分析機関の整備が困難だが、安全性を数値により示すことが可能という利点もある。

【中央化学（株）】

(現状の取組)

- ・ 原材料の仕様書、SDS、試験成績書、確認証明書等の情報を販売元から入手し、自社製品について同様の情報を販売先に提供が可能な状態にしている。
- ・ 原料の使用物質に関する情報を販売元から入手することは難しいが、自社で添加剤等の物質を新たに添加した場合でも、三衛協の確認証明制度を活用することにより、製品への添加量の合計がリストの制限に適合するように管理される仕組みになっている。
- ・ 二次問屋などの直接取引をしない川下企業も多いため、ほとんど全ての製品にリスト適合性を示すマークを刻印している。

(主な意見)

- ・ 三衛協の仕組みは、安全性の証明が低コストで行えるため、既存の仕組みをベースに制度を検討していただきたい。
- ・ コスト増、開発遅滞など、事業者になんか新たな負担がかからないよう配慮していただきたい。
- ・ 合成樹脂に限らず、全ての材質をポジティブリスト制度の対象としていただきたい。
- ・ 国際的な普及、相互認証の方法も検討していただきたい。
- ・ 既存のリスト適合性マークの普及にも配慮していただきたい。

【軟包装衛生協議会】

(現状の取組)

- ・ 衛生管理自主基準*を制定し、衛生的な原材料の選定、衛生的な軟包装材料の製造・加工を行っている。
 - * 要求事項：組織の役割・責任、構造・設備要件、文書化、教育訓練、加工衛生管理基準の実施手順、加工衛生管理の継続的改善
- ・ 各衛生団体が認定した原材料（合成樹脂（三衛協）、印刷インキ、接着剤、紙、石油ワックス）を用いて製造を行うことを会員に求めている。
- ・ 所定の基準に達した工場に対して、認定工場制度を運用している。

(主な意見)

- ・ 現状の仕組みをベースとし、不足部分について上積みする制度設計が望ましい。また、中小企業に配慮したガイダンス、猶予期間、事務手続きの極小化も必要ではないか。既に取得している各種証明書の利用についても配慮するなど、制度の対象となる事業者の負担を極力軽減すべきではないか。
- ・ 複合材料を組み合わせた容器包装についても、企業秘密を保持した情報伝達の仕組みとすべき。
- ・ ポジティブリスト制度の材質の範囲、食品非接触面の取り扱い、三衛協の衛生試験の法制化など、制度の適用範囲を明確にしていきたい。
- ・ ポジティブリストの整備や広報、確認証明制度を維持するかも含め、法制化後の制度イメージを示していただきたい。
- ・ GMPが法制化されるのか、届出、許認可、査察の仕組み、また、法適合の確認方法や、自主管理ガイドラインとの関連など、全体像を明確にしていきたい。
- ・ 欧米規制との互換性にも配慮し、容器包装の輸出を現在より容易にする

仕組みが望ましい。

【(一社) 日本プラスチック食品容器工業会】

(現状の取組)

- ・ 工業会会員のほとんどがポリオレフィン等衛生協議会に加盟しており、ポリオレフィン等衛生協議会の自主規制のシステムに則った事業活動を行っている。
- ・ シートを購入して二次加工を行う事業者が多い中小企業においても、原材料の確認証明書は機能している。
- ・ 企業間取り引きにおいては、各食品製造事業者の衛生基準、品質管理等の取り引き基準に沿って対応している。
- ・ 自主管理ガイドライン案を踏まえ、工業会としての手引きや説明書を整備することを検討している。

(主な意見)

- ・ ポリオレフィン等衛生協議会による自主規制は浸透定着しているため、ポジティブリスト制度導入に当たっては、その仕組みを活用していくことが現実的ではないか。
- ・ 欧米ではGMPが制度化されているが、我が国においても導入する場合は、事業者への過度の負担、混乱が生じることを避けていただきたい。

【PETトレイ協議会】

(現状の取組)

- ・ 協議会会員はポリオレフィン等衛生協議会に加盟しており、確認証明書が発行された原料を使用している。
- ・ 添加剤を使用する場合にはリストに遵守するよう管理している。
- ・ リストの対象外である印刷インキや接着剤については、食品接触面に使用しないよう管理している。
- ・ 協議会独自でシートや成形品の登録制度を設け、登録証の発行やHP公表を行っている。また、利用者の誤用がないように会員番号と層構成を表示し、情報伝達を行っている。
- ・ 工場内で発生した端材を再利用する場合は、GMP管理されたものを使用している。
- ・ 再生原料については、不純物を検査する制度を構築し、再生工程におい

て不純物が除去され、食品に厚労省指針を超えて溶出しないことを定期的に確認している。

(主な意見)

- ・ GMPについては事業者毎にばらつきがあるため、自主管理ガイドラインの通知により標準化することが必要ではないか。
- ・ 再生原料を使用する際に、安全性への配慮がない会員外の企業がいるため、登録や表示の義務化を進め、混乱を避けるべきではないか。
- ・ 自主管理ガイドラインによる行政指導のためにも、事業者の把握は必要ではないか。把握に当たっては、各工業会が未加盟の事業者を組織化する方向で努力し、行政も工業会を支援する必要があるのではないか。

【合成樹脂工業協会】

(現状の取組)

- ・ フェノール及びメラミン樹脂製の器具、容器包装に使用する原材料について、欧米等を参考に使用を認めた物質のリストを策定した。
- ・ リストに適合していることを企業間で情報伝達する仕組みは定めていないが、各会員において仕入れ時にリスト適合性を確認している。
- ・ 会員企業は、ISO9001を取得している。

(主な意見)

- ・ 熱硬化性樹脂の市場規模は熱可塑性樹脂に比べて約10分の1以下と小さく、主要な材料であるメラミン樹脂の市場も成熟しておりかつ縮小傾向にあるため、ポジティブリスト制度化に対して前向きな検討は難しいのではないか。
- ・ 食の安全性を確保するための熱硬化性樹脂の器具、容器包装については、下流の成形事業者における成形条件（加圧、加熱、硬化条件）に依存する可能性が大きいと思われる。そのため、材料のみの管理では不十分であり、成形事業者、食器製造事業者等の協力を得た上で、ポジティブリスト制度化を実施するべきではないか。

【三井化学（株）】

(現状の取組)

- ・ レスポンシブル・ケア基本方針に従い、安全性評価システムを構築して

おり、製品設計段階において評価対象物質を選定した上で、有害性評価（許容量設定）と暴露評価によりリスク判定を行っている。

- ・ 暴露評価においては、全量溶出を仮定した場合、移行量をシミュレーションで予測する場合、溶出試験を行う場合を使い分けて移行量を推定している。
- ・ 製造管理、品質規格管理を行い、販売先に対して確認証明書、納入仕様書、安全性情報等を提供している。

（主な意見）

- ・ 業界自主基準は長年にわたり維持され、一定の機能を果たしているため、現行の取り組みを維持できる法規制を導入し、新たな負担を軽減していただきたい。
- ・ 申請からリスト掲載までに要する時間はグローバルな競争市場への参入に大きく影響するため、評価及び許認可が迅速に行われるようにしていただきたい。
- ・ アウトサイダーや輸入品についても、同等の規制対応を求める必要がある。
- ・ 業界自主基準ではカバーしきれていないリサイクル品、機能性フィルム（アクティブ・インテリジェント等）についても規制対象とすべきではないか。
- ・ 新たに溶出量規制を導入した場合は、食品等製造事業者の負担や公定分析機関の整備等の課題があり、樹脂組成・添加量規制に基づくポジティブリストと確認証明制度のような情報伝達によって、サプライチェーンを通じたリスク管理ができる手法が望ましいのではないか。
- ・ 情報伝達にあたっては、モノマー、樹脂、添加剤の組成情報等の事業上の秘匿情報が守秘される仕組みが必須ではないか。

【可塑剤工業会】

（現状の取組）

（会員企業である田岡化学工業（株）としての取組状況）

- ・ 製造する容器包装用の可塑剤については、三衛協いずれか、または複数のポジティブリストに掲載されている。
- ・ 製造ロット毎に工程管理を行い、出荷ロット毎に規格分析を実施している。
- ・ 製造している可塑剤は、他の化学品とは、設備・ライン・輸送ローリを

分けている。

- ・ I S O基準に加え、顧客からの要望事項にも応じた品質管理を行っている。
- ・ 製品を充填する前にフィルターでろ過し、異物混入防止対策を図っている。
- ・ 販売先に対しては、確認証明書やS D Sを提供している。S D Sについては、独自で調査した安全性データも記載している。

(主な意見)

- ・ 製造開始時点において規制適合であることを確認でき、添加剤を使用する立場として製造上・品質上管理しやすい添加量による管理が望ましいのではないか。
- ・ また、当時唯一存在したF D Aによる添加量制限の考え方を業界が自主規制に採用したという歴史や、ワーストケースを想定して制限値を設定していることから、添加量による管理が望ましいのではないか。
- ・ 溶出量規制の場合は労力と時間がかかり、製品設計に時間的な影響が生じる懸念があるのではないか。

【日本製缶協会】

(現状の取組)

- ・ 主に米国の連邦規則集を参照とし、食品缶詰のコーティング材及び密封材を対象とする「食品缶詰用金属容器に関する衛生基準」(ポジティブリスト及び衛生試験法)を制定した。
- ・ 食品缶詰のコーティング材及び密封材についてはリストに記載された物質を用いて製造され、最終製品は告示 370 号や乳等省令に適合することを確認している。
- ・ 一方、スチール、アルミ、はんだ等の金属材については、J I S規格を参照している。

(主な意見)

- ・ 合成樹脂のポジティブリスト制度化については、現状の自主規制や米国F D A規制と同様の規制を継続していただきたい。
- ・ 缶の金属材については、告示 370 号や乳等省令により重金属(ヒ素、カドミウム、鉛等)に係るネガティブリスト制度が導入されており、今後もネガティブリスト制度による管理が望ましいのではないか。

【日本製紙連合会】

(現状の取組)

- ・ 国内外の法規制、自主基準及び有害性情報を踏まえ、「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」を制定し、製造に使用することができない化学物質に係るリストや重金属溶出量の自主規格を定めている。
- ・ 紙に含有される、または紙から溶出される非意図的の化学物質汚染に関する実態調査を定期的に行っている。
- ・ 食品用途として使用実績のある物質のデータベース登録や、使用用途・使用方法による分類等の取組を進めている。

(主な意見)

- ・ 当連合会では、製紙工場で使用している薬品を管理対象としており、加工や印刷工程など最終製品に近い他の業界の使用薬品は管理対象としていないため、サプライチェーン間で情報を共有でき、円滑なコミュニケーションが図れるポジティブリスト制度を導入すべきではないか。
- ・ 合成樹脂におけるポジティブリスト制度導入後の問題点の有無について検討を行い、混乱が起きないように慎重に進めていただきたい。
- ・ 事業者のこれまでの取り組みを活用し、過度な負担にならないように配慮いただきたい。そのためには、幅広く関係者の意見を聴き、妥当と判断したものは前向きに取り入れていただきたい。

【シリコーン工業会】

(現状の取組)

- ・ 米国やドイツの規制を参照し、「シリコーンゴム食品接触用途ポジティブリスト」を作成し、会員に提供している。
- ・ ポジティブリストに適合していることを企業間で情報伝達する仕組みは設けていないが、会員独自で食品等製造事業者が最終仕様の包材で食品衛生法の適合性試験を行っていることの確認、最終包材と同質と想定される試験片を用いた食品衛生法の適合性試験の実施、合成樹脂の添加剤として使用されるシリコーンオイルや食品包装用離型剤についてはポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書の取得などの取り組みを実施している。
- ・ 北米やEUのシリコーン工業会と協力し、シリコーンの環境・安全・健康に関する共同研究や情報交流を推進している。

(主な意見)

- ・ 輸入品の品質問題等もあり、ポジティブリスト制度化には賛成であるが、解決すべき課題が多く、拙速な導入は避けるべきではないか。
- ・ 企業間情報伝達においては、営業秘密情報を担保し、かつ、成型加工事業者や容器包材製造者等も含めて、サプライチェーン全体で管理する必要があるのではないか。
- ・ 溶出量管理は、膨大な労力と時間がかかることが予想され、現実的ではないため、添加量管理が望ましいのではないか。
- ・ 海外法規のポジティブリストも参照した上で、国際的なハーモナイズが望ましいのではないか。

【(一財) 食品産業センター】

(現状の取組)

- ・ 器具、容器包装を調達する際には、SDSや衛生証明を入手している。
- ・ 納入先からの要求に応じて、衛生証明等を調達先に依頼し、また、自社で分析機関に適合性試験を依頼することもある。
- ・ 輸入品については、容器包装、ストローやスプーン等の付属品について、食品衛生法に適合しているか検査機関で確認試験を実施する場合もある。

(主な意見)

- ・ 食品製造事業者が器具・容器包装の適合性についてより理解を深めるためにも、規制される範囲を分かりやすく示していただきたい。
- ・ 食品製造事業者が器具、容器包装の適合性を科学的に検証することは困難であるが、適合性情報を確実に入手できるよう、サプライチェーンの各プロセスにおいて適合性情報の伝達が徹底される仕組みにしていきたい。
- ・ 適合性情報の伝達手段や証明書の記載内容に統一性を持たせる等して情報伝達が徹底されやすく、また、食品製造事業者の事業規模を問わず情報収集に複雑な作業を伴わない管理可能な仕組みにしていきたい。
- ・ 輸入される食品を内包する容器包装についても、国産品と同様の管理がしやすくなるよう、諸外国に対して規制の普及啓発をすべきではないか。

【ポリオレフィン等衛生協議会】

(現状の取組)

- ・ 熱可塑性合成樹脂製の食品用器具・容器包装の成分による健康への影響を防止するため、サプライチェーン全体で協議会を作り、対象樹脂を拡大してきている。
- ・ 樹脂の種類毎に、製造に使用できる添加剤等をリスト化し、添加剤毎に必要な応じて添加量や対象食品、使用温度等の制限を含めた自主基準を規定している。
- ・ 会員からの申請に基づいて自主基準に適合していることを確認した場合に証明書を発行する確認証明制度を運用しており、事業者間の情報伝達のツールとして活用されている。

(主な意見)

- ・ 法規制への適合性のみをもって流通させる海外事業者やアウトサイダーが生まれており、業界自主規制を遵守している事業者は不公平な競争を余儀なくされている。また、既に浸透している三衛協自主規制は公的な規制として認識されるようになるべき。
- ・ ポジティブリストの制度化にあたっては、民間団体を活用する方策を検討すべきではないか。具体的には、ポジティブリストの整備方法やそれに沿った自主規制を整備する民間団体を認定する要件を国が定め、認定された民間団体が国の要件に合致する自主規制を整備することを検討すべきではないか。
- ・ その際、民間団体の運営方法は、各団体の特色を活かせるよう、また、模倣者の発生により正当に運営を行う組織の事業継続が困難とならないよう配慮すべき。
- ・ 会員が現状の衛生対策を講じたビジネスを継続できるよう、制度の適切な設計、適切な施行時期の設定、規制対象範囲の明確化など配慮すべき。